

学校教育目標
自ら学ぶ生徒・心豊かな生徒・心身を鍛える生徒・勤労を尊ぶ生徒

いじめ防止の基本理念
いじめは「いつでも、どこでも、誰にでも起こり得る」との危機意識をもち、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、いじめ防止対策(未然防止・早期発見・早期解決)に組織的に取り組むものとする。

【家庭・地域との連携】
保護者と教師の会、学校評議員、民生委員

【いじめ対策委員会】
〔目的〕学校におけるいじめ防止・早期発見・対処等、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織とし、必要に応じて外部の機関との連携を図る。
〔組織構成〕校長、教頭、主幹(教務主任)生徒指導主任、学年主任、養護教諭及びスクールカウンセラー、さわやか相談員

【関係機関との連携】
朝霞市役所、朝霞市教育委員会、朝霞警察署、児童相談所など

- 教育活動の重点**
- 3つの達成目標の確実な定着
 - 生徒指導の充実
 - 道徳教育の充実
 - 人権教育の推進
 - 特別活動の充実
 - 特別支援教育の充実
 - 体験活動の充実
 - 言語活動の充実
- 生徒の主体的活動**
- 生徒会活動の充実
 - ・ 委員会活動の取組
 - ・ オレンジリボンキャンペーン
 - ・ ボランティア活動の取組
 - 各行事での取組
 - 環境づくり
 - ・ お互いを尊重しあう環境づくり
 - ・ 「許さない・悩まない」雰囲気づくり
 - ・ 相談できる雰囲気づくり

- 【いじめの未然防止】**
- (1) 全教育活動を通して、心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、道徳教育や人権教育を推進しながら他を思いやる心を育てる。
 - (2) 授業や行事、体験活動に主体的に参加・活躍できるような授業づくり・集団づくりを行う。
 - (3) 「いじめを絶対許さない」という強い決意をもち、日頃から生徒・教師・保護者間の信頼関係の構築を図る。
 - (4) 集団の一員としての自覚を育むことで、互いを認め合える学校風土をつくる。
 - (5) 教職員の言動が生徒を傷つけたりすることのないように、指導の在り方に細心の注意を払う。
 - (6) 週一回開催の「生徒指導部会」や「相談部会」において、問題行動

- 【いじめの早期発見】**
- (1) いじめは、どの生徒にも起こりうるとの認識のもと、積極的にいじめ早期発見に努める。
 - (2) いじめの兆候を察した場合は、速やかにいじめ対策委員会を開催し、その情報を共有する。
 - (3) 生徒と触れ合う時間を確保するように努め、日常の変化や危険なサインを見逃さないようアンテナを高く保つ。
 - (4) 定期的なアンケートや教育相談の実施、小中での情報共有、外部

- 【いじめに対する措置】**
- (1) いじめの発見・通報を受けた場合、速やかに組織的に対応し、適切な初期対応で早期解決・再発防止を図る。
 - (2) 被害生徒を守り通すとともに、加害生徒にも教育的配慮の下で毅然とした態度で指導する。
 - (3) 教職員全員の共通理解、保護者との連携を図り、状況により朝霞市教育委員会への報告、関係機関・専門機関への通報等を遅滞なく行う。

- 【ネットいじめ対応】**
- (1) ネットいじめの現状と対策に関する研修をもち、教職員のいじめ問題に対する対応力を高める。
 - (2) 情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の功罪について理解を深める。
 - (3) 学校からの便りや保護者向けのリーフレットなど、様々な仕方でも子どもや保護者に啓発活動を行う。
 - (4) ネットいじめを発見したら、情報削除や発信者情報開示など適切

- 生徒指導体制**
- いじめ対策委員会
 - 生徒指導委員会
 - 生徒指導部会
 - 教育相談部会
 - 職員会議
 - 職員研修
- 相談体制**
- 定期的な教育相談の実施
 - 教育相談週間の設定
 - いじめアンケートの定期的な実施
 - さわやか相談室との連携
 - スクールカウンセラーとの連携
- 職員研修**
- 人権教育に関する研修
 - インターネットに関する研修
 - カウンセリング研修
 - いじめに関する事例研修
 - 性的少数者(LGBT)へのいじめ防止研修